

「保護預り約款」新旧対照表

2020年3月31日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1)保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。</p> <p>(2)金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。</p> <p>(3)保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。</p> <p>(4)前号による保管は、大券をもって行うことがあります。</p>	<p>第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所） 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <p>(1)保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。</p> <p>(2)金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。</p> <p>(3)保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。</p> <p>(4)前号による保管は、大券をもって行うことがあります。</p>
<p>第4条（<u>混合</u>保管等に関する同意事項） 前条の規定により<u>混合</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。</p> <p>(2)新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。</p>	<p>第4条（<u>混蔵</u>保管等に関する同意事項） 前条の規定により<u>混蔵</u>して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1)お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。</p> <p>(2)新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。</p>

新	旧
<p>第 5 条（<u>混合</u>保管中の債券の<u>抽選</u>償還が行われた場合の取り扱い）</p> <p><u>混合</u>して保管している債券が<u>抽選</u>償還に<u>当選</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>第 5 条（<u>混蔵</u>保管中の債券の<u>抽せん</u>償還が行われた場合の取り扱い）</p> <p><u>混蔵</u>して保管している債券が<u>抽せん</u>償還に<u>当せん</u>した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>
<p>第 6 条 <u>（共通番号の届出）</u></p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>第 6 条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>

新	旧
<p>第9条（お客様への連絡事項）</p> <p>1.当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。</p> <p>(1)名義書換又は提供を要する場合には、その期日</p> <p>(2)混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額</p> <p>(3)最終償還期限</p> <p>(4)残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通 知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2.残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバ ティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。 また、取引残高報告書を定期的に通ずる場合には、法律の定 めるところにより3ヶ月に1回以上、残高照合のための報告内 容を含め取引残高報告書をもって行います。その内容にご不審 の点があるときは、すみやかに当社の管理部署に直接ご連絡く ださい。</p> <p>3.当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金 商法第2条第31項に規定 する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投 資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4 項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みま す。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）を いいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残 高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答で</p>	<p>第9条（お客様への連絡事項）</p> <p>1.当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせ します。</p> <p>(1)名義書換又は提供を要する場合には、その期日</p> <p>(2)混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定され た償還額</p> <p>(3)最終償還期限</p> <p>(4)残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通 知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2.残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバ ティブ取引の未決済建玉がある場合には毎月）以上行います。 また、取引残高報告書を定期的に通ずる場合には、法律の定 めるところにより3ヶ月に1回以上、残高照合のための報告内 容を含め取引残高報告書をもって行います。その内容にご不審 の点があるときは、すみやかに当社の管理部署に直接ご連絡く ださい。</p> <p>3.当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金 商法第2条第31項に規定 する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投 資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4 項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みま す。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）を いいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残 高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答で</p>

新	旧
<p>きる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>4.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1)個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (2)当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>きる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>4.当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1)個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 (2)当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>
<p>第11条（償還金等の代理受領）</p> <p>保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払があるときは、当社がお客様に代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>	<p>第11条（償還金等の代理受領）</p> <p>保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払があるときは、当社がお客様に代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>

以 上